

規制改革会議「支払基金と国保連の役割分担の見直しに係る論点(案)」 に対する意見

平成25年11月25日
全 国 市 長 会
全 国 町 村 会

現在、規制改革会議において「支払基金と国保連の役割分担の見直し」が検討されており、去る10月21日に開催された同会議のワーキング・グループにおいて、「支払基金と国保連の役割分担の見直しに係る論点(案)」が示された。

同論点(案)は、現在国保連合会が担っている国保の診療報酬の審査支払業務のみに着目し、国保保険者事務の共同処理・共同事業や、国保以外の介護給付費等に係る審査支払業務等については無視したものとなっている。

もとより、我々国保保険者は、国保、介護、後期高齢者医療等の安定的、効率的な運営のため、国保連合会にその事務の一部を委託しているものであり、下記の理由から同論点(案)は今後の国保運営にとどまらず、市町村行政全般にも大きな影響を及ぼすものであり、受け入れ難い。

記

1. 国保連合会は、国保の審査支払業務だけでなく国保保険者が行うべき被保険者の資格確認、医療費通知等の作成、第三者行為損害賠償求償事務を審査支払業務と一体的に行うことにより、国保保険者の業務効率化に大きく寄与している。

また、国保制度の安定のため、高額医療費共同事業や保険料の年金からの特別徴収経由業務及び市町村が行う健康づくり事業の支援を行っている。

さらに、国保保険者等から委託を受け介護保険給付費・障害者自立支援給付費・後期高齢者医療等の国保以外の審査支払業務や出産育児一時金の支払業務を行っている。

このようなことから、国保連合会から審査支払業務を切り離すことは、市町村に新たな事務負担や費用負担を招くこととなり、容認できない。

2. 国保連合会は、国保保険者が共同してその目的を達成するために設立した公法人であり、国保保険者の意見を十分踏まえるべきである。